

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するうなぎ稚魚漁業（うなぎ稚魚漁業（提灯たぶ））につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）10 月 6 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（提灯たぶ）	玉名市玉名玉杵名大橋上流端から下流の菊池川	別記 1 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	5 隻	別記 2 のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（提灯たぶ）	次の①及び②の区域 ① 宇城市松橋町檜の柄橋上流端から上流大野川防潮堰までの大野川 ② 大野川合流点宝ヶ島橋下流端から上流江口堰までの浅川	別記 1 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	5 隻	別記 2 のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（提灯たぶ）	宇城市松橋町砂川九州新幹線高架下流端から下流、砂川大橋下流端までの八枚戸川	別記 1 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 隻	別記 2 のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（提灯たぶ）	八代市鏡町新鏡川橋上流端から下流、同市鏡町横江大橋下流端までの鏡川	別記1のとおり	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1隻	別記2のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（提灯たぶ）	次の①及び②の区域 ① 熊本市西区上代平成大橋上流端から下流の坪井川 ② 熊本市西区池上町第一池上橋上流端から下流の井芹川	別記1のとおり	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	5隻	別記2のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（提灯たぶ）	熊本市西区沖新町新地旧海岸堤防北西端（白川河口の左角）から真方位61度15分の線が熊本市西区白川右岸堤防と交わる線から上流の熊本市南区今町井樋山堰下流端までの白川	別記1のとおり	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	5隻	別記2のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（提灯たぶ）	次の①から④までの区域 ① 宇土市笹原町と同市網津町との海岸線における境界から熊本市南区海路口町と同区川口町との海岸線における境界を見通した線から熊本市南区富合町上杉杉島堰までの緑川 ② 熊本市南区富合町大町西川橋上流端から下流の浜戸川（潤川及び船場川を含む） ③ 熊本市南区護藤町六双橋上流端から下流の天明新川 ④ 熊本市南区中無田町中無田閘門から下流の加勢川	別記1のとおり	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	23隻	別記2のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年（2025年）10月14日から令和7年（2025年）10月31日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、漁業時期と同じ期間とする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 指定集荷人及び漁業従事者は、許可証に記載された者でなければならない。
 - ウ 漁業従事者を漁業に従事させるときは、各自漁業従事者証を携帯させるほか、所定の漁業従事者用の帽子を着用させなければならない。
 - エ 使用する漁具は、取得した許可の合計で従事者数等算出基礎表に記載した統数以内でなければならない。
 - オ 漁具の敷設場所には、許可取得者若しくはその漁業従事者が灯火を点灯し常駐しなければならない。
 - カ 敷設した漁具には、許可取得者氏名及び許可番号を記載した縦25センチメートル、横35センチメートルの標識を視認できる場所に設置しなければならない。
 - キ 片袖の長さが20メートル以内でなければならない。
 - ク 採捕したうなぎの稚魚は、事業計画書に記載のとおり取り扱わなければならない。
 - ケ 漁業従事者が採捕したうなぎの稚魚以外の水産動物は、速やかに放流させなければならない。
 - コ 許可取得者は、許可の有効期間終了後、又は許可が取り消された場合は、遅滞無く許可証を返納しなければならない。
 - サ 国内すべての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるうなぎの稚魚の採捕停止指示には従わなければならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和6年（2024年）1月1日に免許されたものとする。

別記1

【漁業時期】

12月1日から翌年3月31日までの連続した100日以内。ただし、漁業権者との調整が整った場合においては、漁業時期の終了日を翌年4月1日から4月30日までの間に設定することができる。（許可後は、許可証に記載された漁業時期）

別記 2

【漁業を営む者の資格】

次に掲げる者であって、漁業に関する法令、これに基づいてなされた処分及び熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の内容を遵守する者。ただし、うなぎの稚魚の採捕、管理及び養殖（業種別漁協にあっては、組合員への養殖用種苗の供給）が適正に行われると認められる者。

- (1) 玉名市滑石又は八代市鏡町に養殖場並びに住所又は事務所を有するうなぎ養殖業を営む個人又は法人であって、次に掲げるいずれにも該当する者
 - ア 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 26 条第 2 項の規定により定められた国内で一度も飼育されていないにほんうなぎの池入量が 0.0 キログラムよりも大きいうなぎ養殖業の許可を受けた者
 - イ 養殖用種苗を採捕しようとする者
- (2) 熊本市西区田崎町に住所を有する業種別漁協であって、組合員の養殖用種苗を供給するために、うなぎの稚魚を採捕しようとする者
- (3) 県内の市町村に住所を有する個人であって、養殖業者又は業種別組合と供給契約を締結した者